

介護保険施設等の事故報告について

久慈広域連合介護保険課

1 事故報告の対象

介護保険施設及び介護保険サービス事業所等（以下、「施設等」という。）が実施するサービスの提供により発生した事故とする。

2 報告が必要な事故

事故報告を要する内容は原則として、以下のとおりとし、これらの事故の発生が確認された際には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、久慈広域連合介護保険課へ報告すること。

なお、擦過傷や打撲などの比較的軽易なケガについては、原則として、報告不要とするが、対応等に問題があった場合や利用者や家族等とのトラブルが発生することが予測される場合には事業所等の判断により報告すること。

(1) サービス提供による利用者のケガや死亡事故等（以下、例示）

ア 自然死以外の死亡で、介護サービスの提供等に係る利用者及び従業者の事故等による死亡、自殺又は変死

イ 介護サービスの提供時に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病又は医療事故

ウ 介護サービスの提供等に係る利用者又は従業者等による暴力又は犯罪行為

エ 施設入所者、施設利用者の無断外出で警察へ通報した場合及び捜索した場合

オ 施設における小火を含む火災、避難を要する災害又は物的・人的被害が生じた災害

カ 介護サービス提供等に係る利用者の交通事故

キ 施設等の管理瑕疵による事故

ク 食中毒、感染症又は結核

ケ 上記に準じると認められる利用者又は従業者等に係る事故又は事件

(2) その他報告が必要と認められる事故

3 報告の方法

(1) 施設等は、報告が必要な事故等が発生した場合、速やかに久慈広域連合介護保険課へ電話等により報告（第一報）をすること。

(2) 施設等は、その後の経過等について、別紙「介護保険施設等における事故報告書」を作成し、最終的な取りまとめを久慈広域連合介護保険課へ報告すること。

4 報告先

事故報告書は、久慈広域連合介護保険課へ直接持参のほかに電子メールまたはFAXにより報告することも可能とするが、報告にあたっては、個人情報の取り扱いには十分留意すること。

【送付先】

久慈広域連合介護保険課

メール：kaigo@kuji-kouiki.jp

FAX：0194-61-3324

5 感染症の場合の取扱い

下記のいずれかに該当する場合には、久慈広域連合介護保険課のほかに保健所にも速やかに報告を行うこと。

なお、下記要件を満たさない少数の発生事案であっても、報告が必要な事故に該当するものであり、一斉に、若しくは断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、久慈広域連合介護保険課への事故報告を行うこと。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合

6 再発の防止

事故等が発生した場合には、所要の措置を記録するとともに、その要因の分析、防止策の検討、職員への周知徹底を行う等の適切な措置を講じ、再発防止に努めること。

なお、事故等への対応や再発防止策等が不十分であり、再発の恐れがある場合には必要に応じ指導等を行うことがある。